

# 社会福祉法人夢の成る木

## 役員報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢の成る木常勤役員の報酬及び理事・監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員の費用弁償について定めるものである。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

### (報酬)

第2条 具体的な業務担当を有する当法人の常勤役員に対して報酬を支給することができる。また、本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。

- 2 報酬を支給する常勤役員の業務内容、従事者、支給額等は別表1のとおりとする。
- 3 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び弁償費の支出は、これを行わないものとする。

### (評議員の費用弁償)

第3条 社会福祉法人夢の成る木の評議員会に出席した場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合、費用弁償は支払わないものとする。

### (理事・監事の費用弁償)

第4条 社会福祉法人夢の成る木の理事会、指導監査に出席が求められ、その会議などに出席した場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合、費用弁償は支払わないものとする。

### (監事による内部監査の費用弁償)

第5条 社会福祉法人夢の成る木の内部監査を行った場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。

### (第三者委員の費用弁償)

第6条 第三者委員が苦情解決のために必要な業務を施設において行った場

合、また理事会等に出席を求められその会に出席した場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。

(評議員選任・解任委員の費用弁償)

第7条 評議員選任・解任委員がその業務を行った場合、別表2に示す額を費用弁償として支給する。

附則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1（報酬について）

業務内容	従事者	支給額等
法人の統括・施設の指導 監督等	理事長	日額 6,000 円
法人の統括補助・施設の 指導監督等	理事長が任命した役員	日額 3,000 円

※ただし、施設の職員が兼務の場合は支給しない。

別表 2（費用弁償について）

会議などの種類	支払い対象者	金額	備考	
理事会、評議員会	理事、監事、評議員	4,000 円	会議が 1 日複数回 あった場合にお いても 1 回分の支 給とする。	
評議委員選任・解 任委員会	評議委員選任・解任委員	2,000 円		
内部 監査	通常監査	監事		4,000 円
	決算監査	監事		4,000 円
指導監査立会	理事、監事	4,000 円		
苦情解決業務	第三者委員	4,000 円		

※ただし、施設の職員が兼務の場合は支給しない。